

○瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則

平成25年9月25日

規則第23号

(平29規則15・題名改称)

改正 平成29年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例(平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平29規則15・一部改正)

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく瀬戸市高齢者福祉計画の策定に関して、必要な調査及び審議
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく瀬戸市介護保険事業計画の策定に関して、必要な調査及び審議
- (3) その他市長が意見を求めた事項についての調査及び審議

(平29規則15・一部改正)

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療の専門的知識を有する者
- (2) 福祉又は介護の専門的知識を有する者
- (3) 市民の代表者

(4) 学識経験者

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条で規定する担当事務の終了をもつて終わるものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、専門的事項を調査及び審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会において調査及び審議を行つた事項について、会議に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(平29規則15・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

瀬戸市高齢者総合計画策定委員名簿

※敬称略

所属機関・団体等	氏名	
名古屋学院大学	伊澤 俊泰	
一般社団法人 瀬戸旭医師会	青山 貴彦	
一般社団法人 瀬戸歯科医師会	大澤 寛樹	
愛知県瀬戸保健所	澁谷 いづみ	
社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会	八木 正宏	
瀬戸介護事業連絡協議会	鈴木 拓馬	
瀬戸市民生委員児童委員協議会	山口 利明	
生活支援コーディネーター(第一層)	伊里 みゆき	
瀬戸市老人クラブ連合会	大島 勝幸	
瀬戸市自治連合会	伊藤 勉	
市民代表	加藤 流慈	
市民代表	高橋 展子	

瀬戸市高齢者総合計画策定スケジュール

年月		第9期計画策定
令和5年	4月	
	5月	★策定委員委嘱（市民委員選考、委員依頼）
	6月	★策定委員会(第1回目 概要説明) 6月
	7月	
	8月	サービス見込量設定作業開始（8月）
	9月	サービス見込量・保険料 仮設定（9月）
	10月	★策定委員会(第2回目 施策体系・骨子案) 10月
	11月	
令和6年	12月	★策定委員会(第3回目 素案) 12月 パブリックコメント（12月～1月）
	1月	市議会報告
	2月	★策定委員会(第4回目 パブリックコメントを受けた計画案の承認) 2月
	3月	条例改正
		計画完成